

令和2年4月13日

保護者の皆様へ

北塩原村立裏磐梯中学校長 齋藤 匡史

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う対応について

日頃より、本校の教育活動に対しまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止におきましては、お子様の毎朝の検温等にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今後の新型コロナウイルスの拡大防止のため、生徒及び教職員についての対応を下記のとおり整理いたしました。

つきましては、ご確認いただくとともに、保護者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。なお、下記の対応については、教職員も同じ対応をさせていただくことといたします。

記

- 1 4月6日より、登校及び出勤する前に、生徒及び教職員全員に検温してもらい、報告をお願いしていますが、引き続き確実に実施していきます。

※検温を忘れた場合には、保健室で検温を実施します。

- 2 検温及び健康観察の結果、**発熱**（概ね37.5℃以上または平熱よりも体温が高い場合）**またはせき症状**があった場合には、自宅で休養させ、状況によっては早めに医療機関を受診願います。

※なお、発熱やせき症状での欠席や早退については、出席停止として扱い、欠席扱いとはなりません。

- 3 自宅休養又は医療機関の受診後、発熱及びかぜ症状が完全になくなってから登校させるようにお願いします。

- 4 医療機関を受診した後、発熱やかぜの症状が改善しない場合は、以下の目安に従って、相談窓口センターにご連絡願います。

【症状の目安】

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いた場合

（または、37.5以下でも解熱剤を飲み続けなければならない場合）

※基礎疾患がある生徒は、上の状態が2日程度続く場合

- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

☆相談窓口センター

会津保健所（帰国者・接触者相談センター）

0242-29-5203

- 5 本人が感染した場合は、保健所の指示に従うことになります。

※なお、回復するまでの期間は、出席停止として扱い、欠席扱いとはなりません。

- 6 本人が濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間は、自宅休養となります。

※なお、自宅休養の期間は、出席停止として扱い、欠席扱いとはなりません。

（事務担当者 教頭 折笠 秀俊 電話 32-2040）

